

がん検診精密検査医療機関登録制度について

1 概要

本県では、「大腸がん」「肺がん」「乳がん」「子宮がん」について、がん検診を受診した結果、精密検査が必要とされた方が医療機関を選択しやすいよう、「がん検診精密検査医療機関」として一定の基準を満たす医療機関を登録している（登録医療機関のみが精密検査実施機関ではない）。

令和6年4月1日現在、大腸がんは73か所、肺がんは21か所、乳がんは20か所、子宮がんは24か所の医療機関を登録している。

2 登録要件

精密検査を担当する医師の専門、診断機器の整備、細胞診・組織診の実施体制、部会が定める研修・講習会・関連学会等への参加等の要件を定めている。

登録期間は3年間の更新制とし、登録後、毎年医療機関に実施状況報告書の提出を求めている。

3 申請及び審査

毎年1回申請を受け、がん検診部会で審査を行う。

登録の可否については、部会での審査終了後、各医療機関へ通知する。

4 制度の活用

がん検診で精密検査が必要とされた方への案内に活用されるよう、県内の市町に登録医療機関の一覧を情報提供しているほか、ホームページ上でも公開している。

【サイトURL】

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/gantaisaku/seimituiryokikan.html>